

東大和市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月3日

東大和市長 和地 仁美

東大和市条例第20号

東大和市印鑑条例の一部を改正する条例

東大和市印鑑条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「質問」を「質問等」に改める。

第19条第1項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。